上されている総資産の帳簿価額から当該貸借対照表に計上されている総負債の帳簿価額を控除した金額（当該貸借対照表に当該事業年度に係る利益の額が計上されているときは、その額を控除した金額とし、当該事業年度に係る欠損金の額が計上されているときは、その額を加算した金額とする。）の百分の六十に相当する金額とする。

（特許料軽減申請書の様式）

第五十一条　令第十七条第一項に規定する申請書は、様式第二十一により作成しなければならない。

（審査請求料軽減申請書の様式）

第五十二条　令第十八条第一項に規定する申請書は、様式第二十二により作成しなければならない。

（国際出願に係る手数料軽減申請書の様式）

第五十三条　令第十九条第一項に規定する申請書は、様式第二十三により作成しなければならない。

（国際出願に係る願書等に添付する書面）

第五十四条　法第六十六条第三項の規定により国際出願に係る手数料の軽減を受けようとする者は、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和五十三年法律第三十号）第十八条第二項の表一の項の規定により納付すべき手数料（同項に規定する同表の第三欄に掲げる金額の範囲内において同項の政令で定める金額に係る部分に限る。）の軽減を受けようとする場合にあっては国際出願に係る願書に、同項の表三の項の規定により納付すべき手数料（同項に規定する同表の第三欄に掲げる金額の範囲内において同項の政令で定める金額に係る部分に限る。）の軽減を受けようとする場合にあっては国際予備審査に係る請求書に、令第十九条第一項に規定する申請書又はその写しを添付しなければならない。

（添付書面）

第五十五条　令第十七条第一項、第十八条第一項又は第十九条第一項の申請書（次条において「特許料軽減申請書等」という。）に添付すべき書面は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一　令第十六条第一号イに掲げる要件に該当する場合　当該要件に該当することを証する書面

二　令第十六条第一号ロに掲げる要件に該当する場合　当該要件に該当することを証する書面

三　令第十六条第二号イに掲げる要件に該当する場合　次に掲げる書面

イ　当該要件に該当することを証する書面

ロ　前事業年度終了の日における株主等（法人税法第二条第十四号に規定する株主等をいう。）の氏名又は名称及び住所又は居所並びにその有する株式の数又は出資の金額を記載した書面

四　令第十六条第二号ロに掲げる要件に該当する場合　次に掲げる書面

イ　定款、法人の登記事項証明書又は前事業年度末の貸借対照表（外国法人にあっては、官公署から発行され、又は発給された書面その他これらに類するもので名称、住所、資本金又は出資の総額及び設立の年月日を記載したもの）のうち、資本金又は出資の総額及びその設立の日を証する一又は二の書面（資本金又は出資を有しない法人にあっては、前事業年度末の貸借対照表及び定款、寄付行為又は法人の登記事項証明書のうち、その設立の日を証する書面）

ロ　前号ロに掲げる書面